

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成26年10月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）・交通労災防止」連載第9回目

昭和 53年「今一度なれた仕事を見直そう」

平成 12年「必ず受けよう 健康診断 思わぬ病気が かくれんぼ」



★早めに風邪予防対策を！！栄養・睡眠しっかり確保して下さい。

温度差が大きな毎日です。体温変化で肩こり・風邪へと連動していかないように、体力温存して下さい。足の疲れをとってリラックス。足指をゆっくり1本ずつほぐしていくと神経も和らぎます。足首を手のひらで包むようにさすってみてください。身体がゆっくり、ほっとしてきます。♥いままでは冷たい飲み物をよく飲んでいたかもしれませんが、眠る前にはホットミルクがおすすめです。身体だけではなく、精神もリラックスできますよ。少しハチミツ（またはお砂糖）を入れると、疲れがとれる気分になれる！・・・はずです。ぜひお試しください♥

◆労災豆知識（一人親方さん用） 労災保険って？

*労災特別加入時の「特定業務・健康診断」後・・・本承認前のケガは・・・？

・特定業務（粉じん・振動・鉛・有機溶剤業務）に従事されている方には「加入時健康診断」を受診して頂きますが、受診結果が出る迄（本承認前）に作業現場でケガをしてしまった時はどうすればいいのでしょうか。

・まずは現場等から病院へ行き、ケガの診察を受けて下さい。その際に病院には「労災」と伝えて下さい。その後落ち着かれましたら、当協会へご連絡下さい。一人親方さんには「仮・加入者証」をお渡ししていますが、仮の期間中でも労災対象となるケガの場合には、手続きを進めていきます。この期間中ご本人様の治療費負担はありません。（注）

・本承認の通知書類が当事務局に届いた時点で、ご本人様へ「加入者証」を発行しますので、「仮・加入者証」と差し替えて携帯していただきます。本承認があった時には本来の加入月日からさかのぼって「労災加入」していたこととなりますので、上記本承認前のケガであっても治療費は「労災扱い」となります。

・注）ただし万が一、健康診断結果から「一人親方さんとして労災加入が出来ない」という通知が来た場合には、当初よりもともと労災加入していなかったこととなりますので、上記本承認前のケガの治療費は労災扱いになりません。さかのぼって国民健康保険に切り替えるなどの手続きが必要となり、受診病院とご相談頂くことになり、この場合治療費のご本人負担が発生することとなります。特定健康診断受診対象の一人親方さんは、本承認まで安全に一層のご注意をお願いします。（本承認後ももちろんご安全に！）

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
（安達社会保険労務士事務所）

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>